

2009年2月末日

お客様各位

川崎汽船株式会社  
自動車船営業グループ  
米州チーム

### コロンビア向け B/L(マニフェスト)記載事項の御案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は弊社サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。

さて、コロンビア税関におきまして、新規則が制定されましたので下記の通りご案内申し上げます。  
既にご手配頂いているお客様もいらっしゃるかと存じますが、今一度ご確認頂けます様、  
何卒宜しくお願い申し上げます。  
今後も引き続き弊社サービスをご愛顧の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

#### 記

- 適用対象貨物 : コロンビア向け貨物
- 適用開始日 : 2009年5月以降(B/L DATE)コロンビア寄港船より
- マニフェスト記載注意事項:
  - Shipper/Consignee の正式名称、及び住所・都市・国名を記載  
(Consignee 殿が個人の場合、コロンビア国内の個人名・Passport No.・住所を記載)
  - TO ORDER / TO ORDER OF SHIPPER は不可
  - Consignee 欄への NIT (TAX ID No.)を記載  
(現地お取引先様へ御確認下さい)
  - TO ORDER OF BANK の場合、BANK の住所・都市・国名・NIT が必要  
(BANK は、コロンビア国内の銀行に限る)
  - TO ORDER OF ABC COMPANY の場合、ABC COMPANY の住所・都市・国名・NIT が  
必要  
(ABC COMPANY は、コロンビア国内の会社に限る)
  - Port Of Discharge へ、「BUENAVENTURA, SPR」の記載  
(SPR= Sociedad Portuaria (Regional) De Buenaventura S.A)
  - 詳細な品名の記載
  - 危険品の場合は、UN NO.、IMO、危険品名を記載
  - WAYBILL, SURRENDER 不可
  - 本船出港後の訂正はコロンビア入港 48 時間前までとなります  
(その後は、Penalty 課徴可能性有)

以上